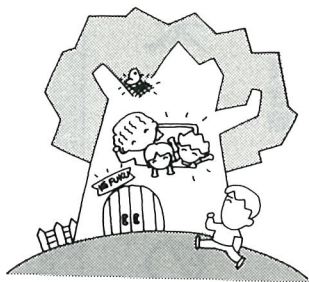


住民税シリーズ

(その6)

個人住民税の あらまし(続)



◆所得割

●所得割の計算方法

所得割の税額は、一般に

次のような方法で計算されます。

※
 $(\text{所得金額} - \text{所得控除}) \times \text{税率} - \text{税額控除} = \text{所得割額}$
 課税所得金額といえます。

※ $\text{収入金額} - \text{必要経費} = \text{所得金額}$

▶ 住民税所得割の計算の順序は所得税と同じですが、前にお知らせしたような住民税の性格から、控除や税率には次のような違いがあります。

区分	所得控除の一例			税率
	基礎控除	配偶者控除	扶養控除	
所得税	33万円	33万円	33万円	10.5%から70%まで 15段階
住民税	町民税	26万円	26万円	2.5%から14%までの 13段階
	県民税			

このように、住民税は所得税よりも広い範囲の人に地域社会の費用について負担を求めるしくみになっていますし、多くの納税者にとっては、税額では住民税の方が所得税よりも低くなります。

▶ 退職所得、土地建物の譲渡所得などについては、特別の税額計算が行われますが追ってお話しします。

●所得金額

所得割の税額計算の基礎は所得金額です。この場合の所得の種類は、所得税と同様10種類で、一般に収入金額から必要経費を差し引くことによって算定されます。

なお住民税は前年中の所得を基準とするので、たとえば昭和60年度の住民税は、昭和59年中の収入から算出された所得金額が基準となります。

★所得の種類と所得金額の計算方法

所得の種類		所得金額の計算方法
①	利子所得 公債、社債、預貯金などの利子	収入金額 = 利子所得の金額
②	配当所得 株式や出資の配当など	収入金額 - 株式などの元本取得のために要した負債の利子 = 配当所得の金額
③	不動産所得 地代、家賃、権利金など	収入金額 - 必要経費 = 不動産所得の金額
④	事業所得 事業をしている場合に生じる所得(農業など)	収入金額 - 必要経費 = 事業所得の金額
⑤	給与所得 サラリーマンの給料、年金など	収入金額 - 給与所得控除額 = 給与所得の金額
⑥	退職所得 退職金、一時恩給など	(収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2 = 退職所得の金額
⑦	山林所得 山林を売った場合に生じる所得	収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 = 山林所得の金額
⑧	譲渡所得 土地などの財産を売った場合に生じる所得	収入金額 - 資産の取得価額などの経費 - 特別控除額 = 譲渡所得の金額
⑨	一時所得 クイズに当たった場合などに生じる所得	収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 = 一時所得の金額
⑩	雑所得 他の所得にあてはまらない所得	収入金額 - 必要経費 = 雑所得の金額

(つづく)

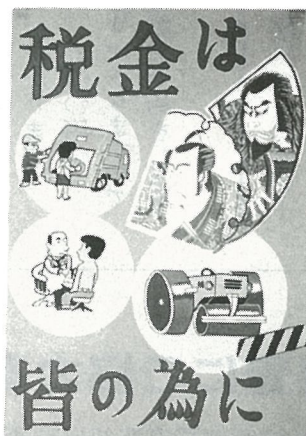
農業青色申告

決算説明会開く

銚子税務署では、今年も次の日程で青色申告決算説明会を開催します。

農業青色申告をされている方はもちろん、これから農業経営を充実のために青色申告をとお考えの方も気軽にどうぞ。

日時 十二月九日
午後一時三十分
場所 八日市場市農協会館



「税を知る週間」
ポスター展金賞
(光中3年 伊橋 健君)

みんなで見ましょ!! メイコの 知っておきたい

税情報

(フジテレビ 前11:15~11:30)

「税の相談室です
「税務相談と相談の上手な受け方」
「今、学校で!
「税に関する授業、租税教育の現状など紹介」
「60年度の国の予算、税の使いみち」
「税の大学校
「税務大学の紹介・楽太郎の一日入校」

12月の納税

町県民税 4期分
国民健康保険税 7期分
国民年金 12月分
25日まで